

岐阜県公報

目次

人事委員会規則	一
岐阜県職員 ^ハ の配偶者同行休業に関する条例施行規則	四
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	五
岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	五

号外(一) 平成二十六年七月十八日

人事委員会規則

岐阜県職員^ハの配偶者同行休業に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十一号

岐阜県職員^ハの配偶者同行休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県職員^ハの配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十五号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第二条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書(別記様式)により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 任命権者は、前項の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要な書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第三条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第四条 条例第七号第三号の人事委員会規則で定める事由は、任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、岐阜県職員^ハの給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年人事委員会規則第六号)第七十八条の規定により同規

則第七十五条第一項第十五号に掲げる産前、産後の休暇を承認することとなったことをいう。

(職務復帰)

第五条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたときは、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(職務に復帰した場合における号給の調整)

第六条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整については、人事委員会の定めるところによる。

(雑則)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

別記様式 (第2条関係)

配偶者同行休業承認申請書

年 月 日

(任命権者)
_____ 様

申請者 所属名 _____
職 名 _____
氏 名 _____ 印

次のとおり配偶者同行休業 (期間の延長) を申請します。

1	申請の区分	配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) 期間の延長 (2、3及び5に記入)
2	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
3	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の 外国滞在中の住所 (居所)	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備考	

- 注1 この申請書には、配偶者の滞行事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容 (配偶者の外国滞行事由、休業期間等)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 4 該当する には、レ印を記入すること。

職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十二号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第一条 職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 法第二十六条の六第七項第一号の規定により任期を定めて採用される者をもつて補充しようとする職

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「の規定による休業」を「に規定する大学院修学休業」に、「第二十六条の五第一項の規定による」を「第二十六条の五第一項に規定する」に、「又は派遣」を「配偶者同行休業(地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)(又は派遣)」に改める。

第二十一条中「若しくは自己啓発等休業」を「自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業」に改め、「大学院修学休業、自己啓発等休業」の下に「配偶者同行休業」を加える。

第二十二條第二項中「自己啓発等休業」の下に「配偶者同行休業」を加える。

第二十九條の十の二第一項第三号、第二十九條の十の三第二項第二号及び第二十九條の十の四第二項中「若しくは自己啓発等休業」を「自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業」に改める。

第四十七條第一項中「に規定する人事委員会が定める公署」を「の人事委員会規則で定めるもの」に改め、同条第二項中「に規定する人事委員会が」を「の人事委員会

規則で」に改め、「の各号」を削り、同条第三項中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改め、「条例第十二条の七第一項の単身赴任手当を支給される職員であつて」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「に規定する」を「の」に、「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改め、同条第五項及び第六項中「に規定する人事委員会が」を「の人事委員会規則で」に改め、同項に次の一号を加える。

十 配偶者同行休業をしている職員

第四十七條第七項中「に規定する人事委員会が」を「の人事委員会規則で」に改める。

第四十九條第一号中「第八号及び第九号」を「及び第八号から第十号まで」に改める。

第五十三條第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「第九号」を「第十号」に改める。

第五十五條第二号中「第八号及び第九号」を「及び第八号から第十号まで」に改める。

第五十七條の三第二項第一号中「第九号」を「第十号」に改める。

(岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部改正)

第三条 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條中「及び岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例」を「岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例」に改め、「第十条」の下に「及び岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十五号)第十条第一項」を加える。

(岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則(平成十九年岐阜県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第三条第三項第二号」を「第三条第三項第三号」に改める。

(岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則(平成二十四年岐阜県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 配偶者同行休業をした期間

附 則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十三号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第一号中「該当するものを除く。」の下に「若しくは地方公務員法第二十六條の六第一項に規定する配偶者同行休業」を加え、「第三号に規定する」を「第三号に掲げる」に改め、同条第三号中「前号に規定する」を「前号に掲げる」に改める。

第八条に次の二項を加える。

3 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後速やかに任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

4 任命権者は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第二十一条中「第七条前段」の下に「第八条第三項及び第四項」を加える。

第二十三条第一項中「同号ロに該当する者に係る就業促進手当」の下に「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。」を加え、「再就職手当の額に相当する退職手当支給申請書に」の下に「同条に規定する就業促進定着手当の額に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当の額に相当する退職手当支給申請書に」を加える。

第二十四条中「第十条第一項に規定する」を「受給資格者氏名変更届、受給資格者住所変更届、第十条第一項の」に、「同条第四項に規定する」を「同条第四項の」に、「第十六条第一項に規定する」を「第十五条第一項の公共職業訓練等受講証明書、第十六条第一項の」に、「前条第一項」を「並びに前条第一項」に改め、「再就職手当の額に相当する退職手当支給申請書」の下に「就業促進定着手当の額に相当する退職手当支給申請書」を加える。

別記第一号様式の三から別記第一号様式の五までを次のように改める。

第 1 号様式の 3 (第13条関係)

(表面)
失 業 認 定 申 告 書
(該当のところへ 印を付け、必要な事柄を記載してください。)

失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	<input type="checkbox"/> した 就職又は就労をした日は 印、内職又は手伝いを した日は×印を右のカレ ンダーに記入してください。 <input type="checkbox"/> しない	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31						29	30	31				
内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、収入額及びその額が何日分の収入かを記入してください。	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分									
	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分									
	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分									

失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。

イ 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。当てはまるものを で囲んでください。					
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容		
	(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 公共職業安定所を利用した日、利用内容及び公共職業安定所名を次の欄に記載し、公共職業安定所が発行する求職受付票の写しを添付してください。					
	利用した日	公共職業安定所名	利用内容			
(ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等						
(ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等						
(ニ) 公的機関等による職業相談等						
(2)(1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。						
事業所名及び部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果	
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他		
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他		
□ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載してください。)					

(裏面)

<p>今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。</p>	<p>イ 応じられる 口 応じられない</p>	<p>応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的事情又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事等の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()</p>	
<p>就職し、若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。</p>	<p>イ 就職 口 自営</p>	<p>(1) 公共職業安定所紹介 (2) 職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職 月 日より就職 (予定) 月 日より自営業開始 (予定)</p>	<p>(就職先事業所)</p>
<p>岐阜県職員退職手当条例施行規則第13条の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日 任命権者 様 受給資格証番号 () 受給資格者氏名 (印)</p>			

任命権者記載欄 (受給資格者は記載しないこと。)

- ・雇用保険法第19条及び第32条から第34条までの規定に準ずる支給制限を行うべき事実の有無
有 ・ 無
- ・上記の内容を精査した結果、次のとおり失業を認定する。

失業認定対象期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間

任命権者名 (印)

注 意 事 項

- この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 申告は、正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と、更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 欄及び 欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日 (この申告書を提出する日) の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員若しくは囑託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの (4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は、就職又は就労となる。) をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても、就職し、又は就労したことになるものである (無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。)
- 欄及び 欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満 (雇用保険の被保険者となる場合を除く。) であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの (1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合は、これに含まれることがある。) をいうものである。
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も 欄に記載すること。
- 欄のイに 印を付けた人は、 欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 欄のイの(イ)公共職業安定所による職業相談、職業紹介等に 印を付けた人は、公共職業安定所が発行する求職受付票の写しを添付すること。
- の(2)欄には、 の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名及び部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載すること。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 欄の口の(ホ)その他に 印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を () の中に具体的に記載すること。
- 印欄には、記載しないこと。

第1号様式の4 (第21条関係)

(表面)

高年齢受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ を付け、必要な事柄を記載してください。)		
失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	<input type="checkbox"/> イ した <input type="checkbox"/> ロ しない	就職又は就労をした月日を記載してください。
失業の認定を受けようとする期間中に就職先を探しましたか。	<input type="checkbox"/> イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ()
	<input type="checkbox"/> ロ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)
失業の認定を受けようとする期間中に、公共職業安定所から紹介された仕事又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒否したことがありますか。	<input type="checkbox"/> イ ある <input type="checkbox"/> ロ ない	(その理由を具体的に記載してください。)
今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	<input type="checkbox"/> イ 応じられる <input type="checkbox"/> ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的事情又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事等の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()
就職し、若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	<input type="checkbox"/> イ 就職 <input type="checkbox"/> ロ 自営	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 自己就職 (就職先事業所)
		月 日より就職 (予定) 月 日より自営業開始 (予定)
岐阜県職員退職手当条例施行規則第21条第1項において準用する同規則第13条の規定により上記のとおり申告します。		
任命権者	年 月 日 様	高年齢受給資格証番号 () 高年齢受給資格者氏名 (印)

(裏面)

任命権者記載欄 (受給資格者は記載しないこと。)

- ・ 雇用保険法第19条及び第32条から第34条までの規定に準ずる支給制限を行うべき事実の有無
有 ・ 無
- ・ 上記の内容を精査した結果、次のとおり失業を認定する。

失業認定対象期間 年 月 日 から 年 月 日まで 日間

任命権者名

印

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は、正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と、更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいう。
- 4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員若しくは嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のものであつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は、就職又は就労となる。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても、就職し、又は就労したことになるものである。
- 5 欄のイ(イ)公共職業安定所による職業相談、職業紹介等に 印を付けた人は、公共職業安定所が発行する求職受付票の写しを添付すること。
- 6 欄のイに 印を付けた人は、公共職業安定所から紹介された仕事に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒否した理由を具体的に記載すること。
- 7 欄のロ(ロ)その他に 印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を () の中に具体的に記載すること。
- 8 印欄には、記載しないこと。

第 1 号様式の 5 (第21条関係)

(表面)

特例受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ を付け、必要な事柄を記載してください。)			
失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	<input type="checkbox"/> イ した <input type="checkbox"/> ロ しない	就職又は就労をした月日を記載してください。	
失業の認定を受けようとする期間中に就職先を探しましたか。	<input type="checkbox"/> イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ()	
	<input type="checkbox"/> ロ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)	
失業の認定を受けようとする期間中に、公共職業安定所から紹介された仕事又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒否したことがありますか。	<input type="checkbox"/> イ ある <input type="checkbox"/> ロ ない	(その理由を具体的に記載してください。)	
今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	<input type="checkbox"/> イ 応じられる <input type="checkbox"/> ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的事情又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事等の都合のため) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
就職し、若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	<input type="checkbox"/> イ 就職 <input type="checkbox"/> ロ 自営	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 自己就職	(就職先事業所)
		月 日より就職 (予定)	
		月 日より自営業開始 (予定)	
岐阜県職員退職手当条例施行規則第21条第 2 項において準用する同規則第13条の規定により上記のとおり申告します。			
年 月 日		特例受給資格証番号 () 特例受給資格者氏名 (印)	
任命権者		様	

(裏面)

任命権者記載欄 (受給資格者は記載しないこと。)

- ・ 雇用保険法第19条及び第32条から第34条までの規定に準ずる支給制限を行うべき事実の有無
有 ・ 無
- ・ 上記の内容を精査した結果、次のとおり失業を認定する。

失業認定対象期間 年 月 日 から 年 月 日まで 日間

任命権者名

印

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は、正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と、更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいう。
- 4 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員若しくは嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のものであつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は、就職又は就労となる。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても、就職し、又は就労したことになるものである。
- 5 欄のイ(イ)公共職業安定所による職業相談、職業紹介等に 印を付けた人は、公共職業安定所が発行する求職受付票の写しを添付すること。
- 6 欄のイに 印を付けた人は、公共職業安定所から紹介された仕事に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒否した理由を具体的に記載すること。
- 7 欄のロ(ロ)その他に 印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を () の中に具体的に記載すること。
- 8 印欄には、記載しないこと。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別記第一号様式の三の規定による失業認定申告書、別記様式第一号様式の四の規定による高年齢受給資格者失業認定申告書及び別記第一号様式の五の規定による特例受給資格者失業認定申告書は、当分の間、従前の様式のものによることができる。

平成二十六年七月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社